

令和5年度 栗東市立学童保育所入所申請書

社会福祉法人栗東市社会福祉協議会長 様

年 月 日

() 学童保育所への入所を次のとおり申請します。

保 護 者	住 所	〒		
	フリガナ		電話番号	
	氏 名			
	(保育時間等) 緊急連絡先	父親仕事先・母親仕事先・父親携帯・母親携帯・その他 ()		
	電話番号			
入 所 希 望 児 童	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏 名		学 年	年生(入所年度4月1日時点の学年)
	性 別	男 ・ 女		
身 体 の 状 況 ※加配指導員の配置を検討する際の参考としますので必ず記入してください	①アレルギー (有 (具体的に:) ・ 無) 【有の場合】 エピペンの所持 (有 ・ 無)			
	②てんかん (有 (具体的に:) ・ 無) 【有の場合】 座薬等の所持 (有 ・ 無) ※①②でエピペン・座薬等を所持されている方は、入所後に所定の書類をお渡ししますので提出してください。			
	③障がい (有 (障がい名:) (知的 ・ 身体 ・ 発達) ・ 無) 【有の場合】 ・手帳 (有 ・ 無) □身体障害者手帳()級 □精神障害者保健福祉手帳()級 □療育手帳(A ・ B) ・通学している学級 (通常学級 ・ 特別支援学級)			
	※障がいがある場合は、手帳、医師の診断書、発達検査結果等、病名や状態がわかる書類の写しを提出してください。 ④その他(注意事項等) []			
同居している方 ※入所希望児童は記載不要 ※同居している方全員を記入してください	氏 名	続柄 (希望児童から見て)	年齢	就労・療養等状況 (常勤・パート・勤務時間、病名、学年等)
入所を希望する具体的な理由				
保育を必要とする期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

同意書

記載内容の確認のために私および私の世帯員の住民登録の状況および就労内容について栗東市または就労先へ照会して情報提供を受けること、個々に応じた適切な保育を実施するために入所希望児童の発育状況について関係機関へ照会して情報提供を受けることに同意します。

年 月 日

栗東市社会福祉協議会長 様

保護者氏名

この指数表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

希望学童 保育所名	学童保育所	児童氏名	保護者氏名
		卒園した保育園・幼稚園名(新1年生のみ)	

栗東市立学童保育所入所基準指数表

下記の該当する点数に○印を付け、小計・加減・合計欄に記入してください。

事 項			点数		備考(添付書類)	
			父	母		
① 居宅外就労	外勤・居宅外自 営	15:00以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1	10	10	就労証明書 (自営の 場合) 確定申告書、市 民税県民税の申告書、 または源泉徴収票の写 し(受付印のあるもの) ※株式会社・有限会社の場合 不要	
		15:00以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1	8	8		
② 居宅内就労	居宅内の自営	15:00以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続	10	10		
		15:00以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続	8	8		
③ 親のいない 家庭	死亡・行方不明・拘禁		11	11		
	離婚・未婚・その他		10	10		
④ 出産・傷病・ 障がい等	妊娠・出産	妊娠5カ月以上、産後6ヶ月になる月の末日まで 入院概ね6ヶ月以上継続		6	母子保健手帳の写し	
	傷病	居宅内療 養	常時病臥状態が6ヶ月以上継続	10	10	医師の診断書
		一般療養	安静を要する状態が6ヶ月以上継続	6		
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者手帳1級		10	10	身体障害者手帳、療育 手帳、精神障害者保健 福祉手帳の写し
		身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者手帳2・3級		6	6	
⑤ 同一世帯の 病人等の介護	入院・施設等付 添	15:00以降の付添が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続		10	10	
		15:00以降の付添が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続		8	8	
	自宅介護・ 看護	重度障がい者等の全介護(障害者手帳1・2級、介護認定3～5) 上記以外の介護(看護)の場合		10	10	医師の診断書 介護保険被保険者証、 身体障害者手帳の写し 等
⑥ 災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	罹災証明書	
⑦ 就労内定・ 学生等	就労内定・開業予 定	15:00以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定 ※1		6	6	就労証明書 開業予定の場合は、開 業することがわかる書 類 *入所は就労後
		15:00以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定 ※1		4	4	
	通学	卒業後に就労を目的とする15:00以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続		6	6	在学証明書及び通学日 数・時間がわかる書類
		卒業後に就労を目的とする15:00以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続		4	4	
	通学 予定	卒業後に就労を目的とする15:00以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定		5	5	合格通知等通学するこ とがわかる書類および 通学日数・時間がわか る書類
卒業後に就労を目的とする15:00以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定		3	3			
個別判定			小計		①～⑦の要件ごとに採 点し、合算はしない。	
加算要件・ 減点要件	1・2・3年生		0			
	4年生		-1			
	5年生		-2			
	6年生		-4			
	ひとり親家庭で祖父母と別居		2			
	兄弟姉妹(1～3年生)が学童保育所に入所している場合(年度途中の入所に限る) ※2		2		金勝・大宝西対象	
	兄弟姉妹(1～3年生)が学童保育所に入所する場合		2		金勝・大宝西以外	
	ひとり親家庭で70歳未満の祖父母と同居		0			
	保育可能な70歳未満の祖父母と同居		-2			
	保育可能な70歳未満の祖父母が同一小学校区内に居住している場合(ひとり親家庭除く)		-2			
	月20日以上就労はしているが、16:00には帰宅できる場合		-5			
	月16日以上就労はしているが、16:00には帰宅できる場合		-7			
月20日以上就労はしているが、17:00には帰宅できる場合		-2				
月16日以上就労はしているが、17:00には帰宅できる場合		-4				
			加減			
			合計		個別判定父+母+ 加減	

注) ※1 2交代制勤務等、この限りではない場合、お問い合わせください。

※2 民設学童保育所がないため、金勝・大宝西学童保育所のみ対象とする。

備考 (1) 保護者のそれぞれについて、基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。

(2) 上記いずれもその状態が分かる書類等を提出のこと。